

対象		支援メニュー	条件	概要	窓口	
事業者向け	協力金	県休業要請等施設	宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	・「宮城県における緊急事態措置等」により、休業や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する大企業以外の事業者	・支給額 1事業者 30万円 ※市町村により独自支援あり	各市町村
	雇用維持	従業員を休業	雇用調整助成金の拡充	・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種） ・生産指標要件1ヶ月10%（緊急対応期間※は5%）以上低下 ※緊急対応期間：4月1日から9月30日まで	緊急対応期間の助成内容 ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める ・助成率中小企業4/5、大企業2/3（解雇等を行わない場合は中小企業10/10、大企業3/4） ・通常事前の計画届の提出が必要だが、特例事業主は休業手当計画書の提出不要 ・特例事業主が実施した休業及び教育訓練に係る日額の最高額が8,330円から15,000円に変更	宮城労働局または ハローワーク 022-299-8063
		子供がいる従業員	小学校休業等対応助成金（事業主向け）	令和2年2月27日から9月30日までの間に、以下の要件に該当する場合 ・労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主	・有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10（上限8,330円（4月1日以降に取得した休暇は上限15,000円））	学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
		子供がいるフリーランス	小学校休業等対応支援金（フリーランス向け）	令和2年2月27日から9月30日までの間に、以下の要件に該当する場合 ・子供の世話をを行うため、契約した仕事が出来なくなった個人で仕事をする保護者	・令和2年2月27日～3月31日まで就業できなかった日について4,100円/日を定額支給 ・令和2年4月1日～9月30日まで就業できなかった日について7,500円/日を定額支給	
		妊娠中の従業員	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に対し、有給の休暇（年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主	・対象労働者1人当たり 有給休暇5日以上20日未満：25万円 以降20日ごとに15万円加算（上限額：100万円） ※1事業所当たり20人まで	
		家族介護をしている従業員	両立支援等助成金 介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）	新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、家族介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主	労働者1人当たり 取得した休暇日数が合計5日以上10日未満 20万円 取得した休暇日数が合計10日以上 35万円 ※1企業当たり5人分まで支給	宮城労働局 雇用環境・均等室 022-299-8834
		事業継続	売上が50%以上減少	持続化給付金	・新型コロナウイルス感染症の影響により、資本金10億円以上の大企業を除き、売上が前年同月比で50%以上減少している者（中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人などが対象）	・法人200万円、個人事業者100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限 計算方法：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）
	家賃支援給付金			・新型コロナウイルス感染症の影響により、資本金10億円以上の大企業を除き、売上が前年同月比で50%以上または、連続する3ヶ月の合計で前年同期比30%以上減少している者で自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている者	・法人最大600万円、個人事業者最大300万円 算定方法：申請時の直近1ヶ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍	家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930
	生産性革命		ものづくり・商業・サービス補助	・中小企業・小規模事業者等	・新商品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援 ・補助上限：原則1,000万円、・補助率：1/2～2/3（補助率によって補助率が異なります。詳細はものづくり補助金事務局HPまたは右記窓口へお問い合わせください。）	もの補助事務局 050-8880-4053
			持続化補助	・小規模事業者等	・販路開拓等の取組支援 ・補助額：【一般型】50万円、【コロナ特別対応型】100万円 ・補助率2/3～3/4（補助率によって補助率が異なります。詳細は全国商工会連合会又は日本商工会議所HP、右記窓口へお問い合わせください。）	最寄りの商工会・商工会議所
			IT導入補助	・中小企業・小規模事業者等	・ITツール導入による業務効率化等を支援。ハードウェアのレンタルも対象。 ・補助額：30～450万円、・補助率：2/3（特別枠）	（一社）サービスデザイン推進協議会 0570-666-424
	再起支援		商店街スタンドアップ支援費	・商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所等	・商店街等の集客増や感染対策などのソフト及びハード事業 ・補助額：ソフト事業 30～100万円 補助率：3/4 ハード事業 75～300万円 補助率：3/4	商工金融課 022-211-2746
			中小企業等再起支援費【募集終了】	・県内の中小企業、小規模事業者で以下の要件を全て満たすもの ①県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主 ②新型コロナウイルスの影響により令和2年1月以降のいずれか1か月の売上が前年同月比で30%以上減少 ③新型コロナウイルスの影響から再起を図るための販路開拓や生産性向上等の経営計画を策定していること	・早期再起を図るために行う、販路開拓や生産性向上、販路開拓のために行う感染防止対策事業の実施に必要な経費 ・補助額：【販路開拓や生産性向上のための事業】上限100万円、下限50万円 補助率：3/4以内 【販路開拓のために行う感染防止対策の事業】上限50万円 補助率：3/4以内	宮城県中小企業等再起支援事業相談ダイヤル 022-216-5470
			事業承継	事業承継支援費	・親族内又は従業員へ事業承継を行う県内中小企業者（個人事業主を含む）	・士業専門家（弁護士・税理士・公認会計士等）の活用に係る費用 ・補助額：25万円（上限） 補助率：1/2

対象		支援メニュー	条件	概要	窓口		
強靱な経営構造	サプライチェーン改革	中小IT企業テレワーク導入支援	・在宅勤務等を可能とするテレワーク環境の構築に取り組む県内中小IT企業	・テレワーク導入又は拡充に係る機器等購入経費及びオンライン研修受講費補助 ・補助額：テレワーク導入経費75万円，オンライン人材育成研修受講費8万円 ・補助率：1/2	新産業振興課 022-211-2479		
		サプライチェーン構築支援費	・国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の採択を受けた事業者	・海外から県内へ生産拠点を移転等する事業者に対し、経費の一部を助成 ・補助額：1億円（上限額） 補助率：1/2（国の補助後の事業者負担分の1/2）	産業立地推進課 022-211-2734		
事業者向け	資金繰り支援	指定全業種	新型コロナウイルス感染症対応資金（セーフティネット保証5号）	・市町村長の認定を受けた以下の要件に該当する中小企業者 指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少	・融資上限：4,000万円(利率1.3%、保証協会保証料0.85%) ・資金使途：運転資金及び設備資金 ・償還期間：運転資金・設備資金ともに10年以内（うち据置期間5年以内）	県内各金融機関 商工金融課 022-211-2744	
		小規模事業者	新型コロナウイルス感染症特別貸付	・最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ・業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が①過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高、②令和元年12月の売上高、③令和元年10月から12月の平均売上高のいずれかと比較して5%以上減少	・融資上限：中小事業6億円、国民事業8,000万円（一部は当初3年間基準金利▲0.9%） ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内（ともにうち据置期間5年以内）	日本政策金融公庫 0120-154-505	
			新型コロナウイルス感染症特別貸付（危機対応業務）	・最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ・業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が①過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高、②令和元年12月の売上高、③令和元年10月から12月の平均売上高のいずれかと比較して5%以上減少	・融資上限：6億円以内（一部は当初3年間基準金利▲0.9%） ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金20年、運転資金15年（うち据置期間5年以内）	商工中金 022-225-7411	
		生活衛生関係営業（旅館、飲食、理美容など）	マル経融資（小規模事業者経営改善資金）（新型コロナウイルス感染症関連）（拡充）	・商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、商工会議所等の長の推薦が必要 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少	・融資上限：1,000万円（特別利率Fから当初3年間基準金利▲0.9%） ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金10年以内（うち据置期間4年以内）、運転資金7年以内（うち据置期間3年以内）	日本政策金融公庫 0120-154-505	
			生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	・生活衛生関係の事業を営む方で、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ・業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が①過去3か月（最近1か月を含む）の平均売上高、②令和元年12月の売上高、③令和元年10月から12月の平均売上高のいずれかと比較して5%以上減少	・融資上限：8,000万円（一部は当初3年間基準金利▲0.9%） ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内（ともにうち据置期間5年以内）	日本政策金融公庫 0120-154-505	
			生活衛生改善貸付（拡充）	・生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦が必要 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少	・融資上限：1,000万円（特別利率Fから当初3年間基準金利▲0.9%） ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金10年以内（うち据置期間4年以内）、運転資金7年以内（うち据置期間3年以内）	日本政策金融公庫 0120-154-505	
		売上高10%以上減少	生活衛生関係営業（旅館、飲食、喫茶）	衛生環境激変対策特別貸付	・生活衛生関係営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方 ①衛生環境の激変に伴い、最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期（営業歴が1年未満の場合は過去直近3か月間の売上高の平均額）に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること ②中長期的に業況が回復し発展が見込まれること	・融資上限：1,000万円（旅館3,000万円） ・資金使途：運転資金 ・償還期間：運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）	日本政策金融公庫 0120-154-505
			災害復旧対策資金	新型コロナウイルス感染症により影響を受け、最近1ヶ月の売上高等が前年同月の売上高等に比して10%以上減少し、県知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定を受けること	・令和2年3月6日から令和3年1月31日の融資実行分まで ・融資上限：5,000万円（利率1.6%以内、保証協会保証料0.45~1.00%） ・資金使途：運転資金及び設備資金 ・償還期間：運転資金・設備資金ともに10年以内（うち据置期間2年以内）	県内各金融機関 商工金融課 022-211-2744	
		売上高15%以上減少		新型コロナウイルス感染症対応資金（危機関連保証）	・市町村長の認定を受けた以下の要件に該当する中小企業者 ①金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図る為に資金調達を必要としていること ②経済産業大臣が指定した案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること	・融資上限：4,000万円（利率1.3%、保証協会保証料0.85%） ・資金使途：運転資金及び設備資金 ・償還期間：運転資金・設備資金ともに10年以内（うち据置期間5年以内）	県内各金融機関 商工金融課 022-211-2744
		売上高20%以上減少		新型コロナウイルス感染症対応資金（セーフティネット資金4号）	・市町村長の認定を受けた以下の要件に該当する中小企業者 ①県内において1年間以上継続して事業を行っていること ②最近1か月の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	・融資上限：4,000万円（利率1.3%、保証協会保証料0.85%） ・資金使途：運転資金及び設備資金 ・償還期間：運転資金・設備資金ともに10年以内（うち据置期間5年以内）	県内各金融機関 商工金融課 022-211-2744

対象		支援メニュー	条件	概要	窓口
事業者向け	減少幅に関係なく	セーフティネット貸付	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方	・融資上限：中小事業7.2億円、国民事業4,800万円 ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内（ともにうち据置期間3年以内）	日本政策金融公庫 0120-154-505
	その他支援	未払賃金立替払	企業（中小企業に限る）が、新型コロナウイルス感染症による影響などにより倒産状態に至った場合に、国が企業に代わって未払賃金額の一部を立替払する制度	労働者の未払賃金のうち、基準退職日の6月前から請求日の前日までに支払期日が到来し、まだ支払われていない賃金の総額または限度額のうちのいずれか低いほうの額の100分の80を立て替えて労働者に直接支払	最寄りの労働基準監督署
		労働保険料・一般拠出金の納付の猶予	労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められる。	原則として1年以内	宮城労働局 022-299-8842
		厚生年金保険料等の猶予	新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合	原則として1年以内	年金事務所
		県税の猶予	新型コロナウイルス感染症により収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合で、県税を一時に納付することが困難な者	・納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に到来する県税 ・申請期間：令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日まで	各県税事務所
	相談窓口	事業者向け相談窓口 【022-211-2742】	新型コロナウイルス感染症が拡大しているに伴い、事業者向けに経営や資金繰りに関する相談窓口を設置	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、小規模事業者の経営相談、国及び県の支援制度の紹介など	
中小企業向け専門家経営相談 【022-225-6697】		中小企業・小規模事業者の経営や資金計画などの課題解決のため専門的な知識を有する（公財）みやぎ産業振興機構の登録専門家による「相談対応」「専門家派遣」を実施	新型コロナウイルス感染症の影響による資金計画や労務管理等経営課題について		

（参考）

個人向け	資金	休業	緊急小口資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	・1世帯10万円以内（学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内） ・据置1年以内、償還2年以内（無利子） ・令和2年7月末まで（予定）	各市町村社会福祉協議会
		失業	総合支援資金	・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ・お住いの地区を担当する生活困窮者自立相談支援事業所への相談が必要	・1世帯2人以上：月20万円以内、単身：月15万円以内 ・融資期間：原則3月以内（据置1年以内、償還10年以内（無利子）） ・令和2年7月末まで（予定）	自立相談支援センター等
		住宅	住居確保給付金	・離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している又は住居を喪失するおそれがある ・申請日において離職等の日から2年以内である ・離職前に、主たる生計維持者であった ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が基準収入以下など	・家賃額を支給（家賃上限額あり） ・原則3カ月（最大9カ月） ・支給額や支給要件は自治体ごとに異なります	自立相談支援センター等
	再就職	若者	再就職に向けた若者応援	・新型コロナウイルス感染症の影響により、離職し再就職を希望する若年求職者	・再就職に必要な知識・スキル習得や業種・職種の理解促進等を行うセミナーをWEBで実施 ・10名×2回	産業人材対策課 022-211-2764
	支援		県税の猶予	新型コロナウイルス感染症により収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減）した場合で、県税を一時に納付することが困難な者	・納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に到来する県税 ・申請期間：令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日まで	各県税事務所
			各種公共料金支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で緊急小口資金または総合支援資金の貸付を受けた者であり、一時的に料金の支払いが困難となっている方など	支払期日を1ヶ月繰延べ対応など	各事業者
			国保の減額	災害、病気、失業その他特別の事情があり保険料（税）を納めることが困難と認められる場合	減額2割～7割	各市町村
			国民年金料の免除・猶予	新型コロナウイルスの感染症の影響により、失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合	全額、4分の3、半額、4分の1もしくは納付猶予	年金事務所
	相談窓口		健康電話相談窓口 【022-211-3883】			